

京都市会ホームページのスマートフォン版作製及び一部修正業務 仕様書

1 委託業務の概要

(1) 件名

京都市会ホームページにおけるスマートフォン版作製及び一部修正業務

(2) 目的

京都市会では、平成13年4月にインターネット上に市会ホームページを開設し、その後、平成26年3月にページ全体のリニューアルを行ったところである。同ホームページについて、スマートフォンから閲覧・利用する場合の利便性を向上させることを目的に、スマートフォン版を作製するとともに、アクセシビリティ・ユーザビリティ向上のための一部修正を行うものである。

(3) 委託期間

契約締結日から平成28年1月29日（金）

2 作業方針

(1) スマートフォン版の作製業務

ア 現在公開しているPC用サイトに対して、スマートフォンで閲覧した際に、スマートフォンに最適化した画面を自動的に表示するよう、HTMLとCSSを修正すること。

(補足) 現在公開しているサイトとは別のHTMLでスマートフォンサイトの構築をせず、ワンソース管理でPCサイトとスマートフォンサイトを実現すること。

イ タブレットでの閲覧については、PCサイトをそのまま閲覧させることとするため、作業は不要。

ウ スマートフォン版対応ブラウザは以下のとおり。いずれも開発時点の最新版に対応すること。

IOS標準ブラウザ (Safari)

Android標準ブラウザ (ブラウザ及びGoogle Chrome)

エ 作業対象は以下のURL配下の各ページ。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

ただし、以下に示すページは対象外とする。

【本会議、予算・決算特別委員会（総括質疑）の中継 閲覧ページ】

<http://113.42.218.61/KyotoCityCong/>

○ 議会中継・傍聴

- 本会議、予算・決算特別委員会(総括質疑)の中継
- 常任委員会、予算・決算特別委員会(局別質疑)等の中継
- 傍聴のご案内

本会議、予算・決算特別委員会(総括質疑)の中継

最終更新日:平成27年10月19日

○ 生中継

下記の本会議・委員会について、開会から閉会まで休憩中を除き生中継します。
※ スマートフォンによる視聴については、バージョンや機種により、一部視聴いただけない場合があります。

[生中継をご覧ください\(Windows Media Player\)](#)

中継予定日	会議名
平成27年10月20日(火)	決算特別委員会(総括質疑)
平成27年10月21日(水)	決算特別委員会(総括質疑)

このページのみは対象とすること。

【会議録検索システム】

http://www.city.kyoto.jp/shikai/kaigi/ka_index.html

【議長・副議長の活動】

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/gichofukugicho/katsudou/index.html>

(上記 URL のうち、平成 24 年度 1 月～12 月について)

【本会議】

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/honkaigi/index.html>

(上記 URL のうち、平成 16 年～25 年及び平成 12 年～15 年について)

【市会改革の取組】

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/shikaikaikaku/katsudo23.html>

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/shikaikaikaku/katsudo24.html>

【広報・情報公開】

- ・京都市会だより 平成 25 年以前の HTML 版

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/joho/dayori/index.html>

- ・市会トピックス 平成 25 年以前

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/joho/topics/index.html>

- ・議員の資産公開 ページ下部「関連規程」

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/joho/syokitei/0501.html>

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/joho/syokitei/0502.html>

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/joho/syokitei/0303.html>

【市会関係諸規程集】

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/shikumi/shokitei.html>

※ 以上の箇所を除くと、総ページ数は約 250～300 ページとなる見込み。

(2) 一部修正業務

[2-1] 全ページのヘッダー・フッターに共通するHTMLの作製及び修正

ア 画面左上部分の「京都市会 Kyoto City Assembly」とマスコットキャラクターのイラスト部分について、「トップページへ」を表示するよう alt 属性を付与すること。

イ ヘッダーに「▼本文へ」を追加すること。(例：京都市交通局)



ウ フッターに記載されている市会事務局の住所・問い合わせ先について、文字サイズを全てトップページのものにそろえること。

トップページのフッター

▲ ページの先頭へ

京都市会事務局
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL:総務課 075-222-3700 議事課 075-222-3703 調査課 075-222-3697 FAX:075-222-3713

京都市情報館
Kyoto City Official Website

Copyright(c) Kyoto City Assembly. All rights reserved.

それ以外のページのフッター

▲ ページの先頭へ

京都市会事務局
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL:総務課 075-222-3700 議事課 075-222-3703 調査課 075-222-3697
FAX:075-222-3713

京都市情報館
Kyoto City Official Website

エ フッターに記載されている各課の連絡先について、課の名称をクリックすると【市会事務局】の【問い合わせ先】に遷移するよう、リンクさせること。

▲ ページの先頭へ

京都市会事務局
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL:総務課 075-222-3700 議事課 075-222-3703 調査課 075-222-3697 FAX:075-222-3713

京都市情報館
Kyoto City Official Website

Copyright(c) Kyoto City Assembly. All rights reserved.

ホームページ > 事務局・リンク集 > 市会事務局 > 問い合わせ先

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

ツイート

シェア

事務局・リンク集

- 市会事務局
- 行政視察のご案内
- リンク集

問い合わせ先

最終更新日:平成27年1月5日

市会事務局は、議員の議会活動を補佐するために置かれているもので、次のような事務を行っています。

- 総務課
議員に関する事務
本会議傍聴に関する事務
局の庶務・労務・計理など
問い合わせ先:075-222-3700
- 議事課
本会議・常任委員会・特別委員会・市会運営委員会等に関する事務
会議録・委員会の記録
請願・陳情に関する事務など
問い合わせ先:075-222-3703
- 調査課
議会活動等に関する調査
議員提出議案、議員政策立案のサポート
市会改革、市会改革推進委員会に関する事務

[2-2] 画像及びHTMLの新規作製

ア トップページに、以下のバナーをそれぞれ新規に作製する。

- ・【市会だより】
- ・【問い合わせ先】

イ 市会子どもページ内の市会紹介DVDのボタンを新規DVDのものに作り変える。

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/shikumi/child/index.html>

(参考) 現行のボタン



DVDでも市会のこと勉強できるよ。

ウ 「市会のしくみ」下層 「市会紹介DVD」のページを新規DVDのものに作り変える。

(参考) 現行のページ <http://www.city.kyoto.jp/shikai/shikumi/shoukai.html>

○『みんなで創る！京都の未来』

京都市会開設120(平成21年)周年を記念し、京都市会の歴史や役割・仕組みなどを分かりやすく紹介したDVDを作製しました(平成21年作製)。
以下のタイトルをクリックすると、DVDの内容をご覧いただくことができます。
またまちの案内で系知郎(きょうしろう)君たちが京都市会について勉強します。

項目	タイトル
オープニング(第1章)	知ってる？市会のこと
(第2章)	たどってみよう！市会の歴史
(第3章)	市会ってどんなところ？

3 納品方法

- (1) スマートフォン版及び一部修正版の HTML 等ファイル一式を DVD などのメディアに収納して納品すること。
- (2) 一部修正業務において作製したイラスト，バナー等は HTML に掲載するほか，PhotoShop でも納品すること。

4 セキュリティ

セキュリティについては、京都市情報セキュリティ対策基準に準拠する。

5 留意事項

- (1) 市会事務局職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗状況について、市会事務局と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は京都市会に帰属する。また、すべての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）、その他一切の権利についても京都市会に帰属する。
- (4) 本業務の実施に際しては、市会事務局と受託者との相談によって業務内容の変更を行う可能性がある。
- (5) 納品後に瑕疵が発覚した場合、委託期間が経過していたとしても、その瑕疵に対して適切に対処すること。
- (6) 本仕様の規定に関する疑義又は本仕様に定めのない事項が生じた場合は、市会事務局職員と協議し、その指示に従うこと。